

生徒心得

和泊町立城ヶ丘中学校

1 登下校の心得

- (1) きちんと交通道德を守って登下校します。(※ 登下校時は必ずタスキを着用する。)
- (2) 登下校の時は、友人・地域の方々にあいさつをします。
- (3) 登下校の時に、寄り道や買い食いなどはしません。

2 学校での心得

- (1) 7時50分(生徒会で決めた時間)までには教室に入り、朝のボランティア活動・朝読書に積極的に参加します。
- (2) 火曜日・土曜日の全校朝会・生徒朝会は、8時15分に集合を完了し、整列して待ちます。
- (3) 休み時間は、次時の準備をした後休憩し、1分前着席、チャイムと同時に黙想をします。
- (4) 授業中は常にまじめな態度で学習し、全体に迷惑をかけることがないようにします。
- (5) 給食前には手洗いうがいをし、食事中はマナーを守って食事をします。
- (6) 清掃作業は、体育服で行います。(更衣室に荷物を置かない。)(更衣を済ませ昼休みに入る。給食当番は、片付けを行ってから歯磨きをします。)
- (7) 清掃作業は、合図と同時に取りかかり、時間いっぱい取り組みます。
- (8) 日直は戸締まり・整頓等を確認して(20分程度で)、学級日誌を担任に提出してから帰ります。
- (9) 下校時刻を厳守します。

ア 一般の生徒

速やかに下校します。

イ 部活動の生徒

	4月～ 8月	9月	10月 前半	10月 後半	11月	12月	1月	2月	3月
活動時間(平日)	18:45	18:30	18:15	18:00	17:45	17:30	17:45	18:00	18:30
下校時間(平日)	19:00	18:45	18:30	18:15	18:00	17:45	18:00	18:15	18:45
延長の場合の活動時間(平日)	－	18:45	18:45	18:15	18:00	17:45	18:00	18:15	18:45
延長の場合の下校時間(平日)	－	19:00	19:00	18:30	18:15	18:00	18:15	18:30	19:00
土曜日	原則として午前中								

※ 日没の状況に応じて、下校時間を早める場合もあり得る。

- (10) 下校時刻後、運動または勉強等をするときには担任の許可を得ます。
- (11) 所持品はすべて記名し、忘れ物をしないように心掛ける。貸し借りもしません。
- (12) 不要な金銭、学習用具以外のものは持ってきません。
- (13) 来校者には、会釈やあいさつを進んでします。
- (14) 服装と身なりについては、規定を守ります。

3 校外生活の心得

- (1) 地域の方々に進んであいさつし、地域の方々と協力して良い環境を作ります。
- (2) 不良行為をしている仲間がいたら、進んで注意するようにします。
- (3) 外出するときは、家族に必ず行き先と帰宅時刻を告げます。保護者不在の友人宅には、出入りはしません。
- (4) 夜間外出、外泊は決してしません。
- (5) カラオケボックスやゲームコーナーへの生徒だけの出入り、エアガン等の危険な遊びはしません。

4 その他の心得

- (1) 欠席・遅刻・早退などは、その都度必ず届けます。(保護者が届ける。)
- (2) 校内・校外での生徒だけの集会については、必ず届け出て、許可を受けます。
- (3) アルバイトはしません。
- (4) 施設・設備を大切にし、校内の美化に努めます。
- (5) ここで定めていない事項については、日頃指導されていることに照らし合わせて行動します。

5 服装と身なりについての規定

(1) 男子の制服

① 服装（標準服とする）

	夏 服	冬 服
上 着	白の開襟シャツ（半袖） - 裾はズボンの中に入れる。 - 下着（無彩色：白，黒，グレー及び濃紺）を必ず着用する。	黒の詰め襟（トリムカラー） - 丈はお尻が隠れる程度とする。 - 中着はカッターシャツ（長袖）または、開襟シャツを着用する。
ズボン	黒のストレート - タック付きは禁止 - 丈の長さは、かかとが見える長さとする。	夏服に同じ

※ ベルトは、黒・紺・茶で一列の穴付き、または穴無しとする。

(2) 女子の制服

① セーラー服とする

	夏 服	冬 服
上 着	白のセーラー服 下着（無彩色：白，黒，グレー及び濃紺）を必ず着用する。	紺のセーラー服（ネクタイ止め有） 白線 3 本，後ろは十字
スカート	紺のひだ付き	夏服に同じ

※ スカートの長さは、ひざが完全に隠れる長さとする。

(3) 頭髪について

※ 以下の事項を厳守する。

- ① 清潔で、学習やスポーツに支障のない髪型とする。
- ② 各種パーマ、脱色、染色、剃り込みなど不自然な処理は加えない。
- ③ 髪の長さは、肩につかない程度を原則とし、肩のラインより長くなったら結ぶ。前髪は目にかかったら邪魔にならないように切るか結ぶ。（ゴムやピンを使用する場合は黒・紺・茶の目立たない色のもの）

※ この事項を守れない場合は規定を変える場合もある。

(4) 靴・靴下

- ① 通学用の靴は、白のひも付きとする。（運動に適したもの。）

（※ 平日の部活動の際の登下校も白の運動靴）

- ② 上履きは、R 5 年度は 1 年：黄，2 年：青，3 年：赤とする。
（R 6 年度は 1 年赤，2 年：黄，3 年：青） ※ ネームの色はすべて白
- ③ 体育館シューズは、学校指定のものとする。
- ④ 靴下は、白色を原則としワンポイントまでは許可する。
長さは、くるぶしが完全に隠れるものとし、曲げない。スニーカーソックスは禁止とする。
- ⑤ 冬季（12～3月）において女子は、タイツ（黒で、柄のないもの）の着用を認める。

(5) その他

- ① 眉を剃ったり、抜いたりしない。眉間も含めて一切、手を加えない。
- ② 制汗剤・リップクリーム・日焼け止めクリームは、無着色・無香料限定とし認める。
- ③ 衣替えは、天候に応じて連絡をします。冬季における服装の特例については、別に定める。
- ④ 体育服等をテラス・ベランダに干さない。（体育大会練習期間は保健体育部と相談します。）
- ⑤ 自転車通学の規定については別に定める。